

日本司法支援センター
平成 29 年 12 月 27 日
平成 29 年細則第 9 号
最終改正 令和元年 9 月 18 日
令和元年細則第 5 号

地方DV等被害者法律相談援助審査細則

(目的)

第1条 この細則は、日本司法支援センター業務方法書（以下「業務方法書」という。）第70条の25第6項に基づき、地方DV等被害者法律相談援助審査委員が行う審査に関する細則を定めることを目的とする。

(地方DV等被害者法律相談援助審査委員の定数等)

第2条 地方DV等被害者法律相談援助審査委員の定数は、地方事務所法律扶助審査細則別表に定める地方事務所法律扶助審査委員の定数と同数とする。

2 地方DV等被害者法律相談援助審査委員は、地方事務所法律扶助審査委員と兼任することができる。

(任期)

第3条 地方DV等被害者法律相談援助審査委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 地方DV等被害者法律相談援助審査委員の補欠又は増員の場合において、その者の任期は当期の委員の残任期間とする。

3 地方事務所長又は支部長（以下「地方事務所長等」という。）が相当と認める場合において、前条第2項に定める地方事務所法律扶助審査委員と兼任する地方DV等被害者法律相談援助審査委員の任期は、当期の地方事務所法律扶助審査委員の残任期間とすることができる。

(日本司法支援センターの事務所以外における審査の場所)

第4条 地方事務所長等は、理事長の承認を得て、日本司法支援センターの事務所以外の場所において地方DV等被害者法律相談援助審査委員に審査を行わせることができる。

(地方DV等被害者法律相談援助審査委員が不服申立人又は利害関係者となる事案に関する審査等)

第5条 地方事務所長等は、地方DV等被害者法律相談援助審査委員が不服申立人又は利害関係者となる事案に関する審査については、当該DV等被害者法律相談援助審査委員を指名して審査に付してはならない。

附 則

この細則は、平成30年1月24日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和元年細則第5号）

この細則は、令和元年10月1日から施行する。